

国立大学法人宇都宮大学中期計画

平成22年3月31日認可

平成26年3月31日認可

平成27年3月31日認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程における教育の成果に関する具体的措置

- 全学共通教育については、教育企画会議のもとで、共通教育センターが中心になり、キャリア教育・就職支援センター等と協力しながら、初期導入教育、リテラシー教育、教養教育、キャリア教育などから構成されるカリキュラム内容を充実させるとともに、全教員による担当体制を推進する。
- 専門教育については、各学部・学科で学習・教育目標に合わせた有機的なカリキュラム体系を整備し、教育の成果を明確にするとともに、教育目標に相応しい進路選択を行えるように、キャリア教育・就職支援センターを活用しつつ、きめ細かな指導を行う。

② 学士課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置

- 志願者が学習する上で目標となる具体的なアドミッション・ポリシーを示すとともに、それにふさわしい学生を幅広く受入れるために、社会人や留学生を含めた様々な志願者が受験しやすい選抜方法を実施する。
- 入学者の特性に応じて、入学前学習支援を含めたリメディアル教育の体制を整備し公表する。

③ 学士課程の教育課程に関する具体的措置

- 全学共通教育においては、初期導入教育、リテラシー教育、教養教育、キャリア教育を基本にした教育課程を編成する。
- 全学共通教育と有機的に連携した学部専門教育のカリキュラムを専門分野ごとに編成し、4年一貫の体系的な学士課程教育を行う。
- 環境問題など学生の幅広い興味関心に対応するために、基礎的な専門科目等を活用し、分野を越えた学際的な副次的教育プログラムを開設する。

④ 学士課程の教育方法に関する具体的措置

- カリキュラム体系における各科目の位置づけや科目間の連関などをシラバス等に明示し、学習支援を強化する。
- 入学者の資質に対応して、各専門分野の基礎科目に関するリメディアル教育を充実させる。
- 実践的な英語教育の充実、学術交流協定及び学生交流の覚書の締結大学（以下、協定校）を中心とした留学の推進や国際連携実習の支援により、国際的視野を持った学生を育成する。
- インターンシップなどの実践的な授業や実務経験者による授業を充実させるとともに、討論を含む双方向型の授業方法などを工夫し、実社会に対応できる学生を育成する。
- 低炭素社会で求められる、環境問題に関するグローバルな視野と実践力を養うための教育を行う。

⑤ 学士課程の成績評価に関する具体的措置

- 授業科目ごとの具体的な達成目標と成績評価の基準を継続的に見直してシラバスに明示し、適切で公正な評価を行う。
- GPA (Grade Point Average) , GPT (Grade Point Total)等も踏まえた総合的達成度の評価方法と適切な利用方法を、専門分野の特性を考慮して定め、卒業生の質を保証する。

⑥ 大学院課程における教育の成果に関する具体的措置

- アドミッション・ポリシーと教育目標を達成するためのカリキュラムと修了に至るまでのプロセス管理を明確にし、大学院教育の充実と質保証の仕組み作りを行う。

- 教員が適切なサポートをすることにより学生自身にワークショップやシンポジウムなどを企画・実施させ、学生の実践的な応用力や創造性を養う。
- ⑦ **大学院課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置**
 - 一般学生，社会人や留学生などさまざまな学問分野や背景を持つ志願者が受験しやすい選抜方式を実施する。
 - 国内外の大学等と教育研究の連携を深め，多くの学生にアドミッション・ポリシーを浸透させ，多様な目標を持った学生を確保する。
- ⑧ **大学院課程の教育課程に関する具体的措置**
 - コースワーク（科目履修）とリサーチワーク（研究論文等作成）を有機的に結び付けたカリキュラム体系を明示するとともに，論文提出に至るプロセス管理を徹底し，学習支援を強化する。
 - コースワークでは複数の専門分野に亘る高度な知識の習得を可能とするため，専門領域ごとに，大学院レベルのリテラシー科目と専門科目とを整備し，その内容とシラバスを充実させる。さらに専門領域を超えた学士課程・大学院課程での授業科目とも有機的に連携させ，資格・免許取得プログラムへの対応も含め，学生のニーズに応える。
 - リサーチワークでは，課題設定から論文等作成に至るプロセスを複数の指導教員により多面的に指導し，課題解決能力と創造性とを育成する。
- ⑨ **大学院課程の教育方法に関する具体的措置**
 - 課題解決型実習授業や，外部機関等と連携した研究プロジェクトへの参加などによるPBL教育（Project/Problem Based Learning）を推進し，課題発見・解決能力，コミュニケーション能力等を総合的に育成する。
 - インターンシップなど社会の教育機能を活用するとともに，国内外での研究活動・学会発表や，学会誌投稿論文等の執筆を促進し，自発的に研究を進める体制を整える。
 - 海外研究者による講義，国際的なセミナー・シンポジウム・学会への参加など，学生が国際的視野を育むための機会を増やすとともに，他大学・他研究科の大学院学生を含めた合同セミナー・合同フォーラムを支援して，複眼的な視野を育成する。
- ⑩ **大学院課程の成績評価に関する具体的措置**
 - 評価の基準をシラバスに明示するとともに，論文審査においては学生の課題探求能力や解決能力など具体的な判断基準に基づいた評価を行い，修了認定の信頼性を確保する。
 - コースワークの適切な成績評価に加え，国内外での研究活動，学会発表，学会誌論文，作品発表等の諸活動を含め総合的に評価する新たな方法を定め，実施する。
- ⑪ **教育方法の改善に関する具体的措置**
 - 優れた教育活動に対する表彰・評価，講演会などの企画型FD活動に加え，学科等における授業公開や教育方法の議論などのFD活動により教員の教育改善に対する意識を高めるとともに，学外者や教員相互による授業評価，学生の授業評価の結果を反映したPDCAサイクルを活性化して教育力を向上させる。
- (2) **教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**
 - ① **教職員等の配置に関する具体的措置**
 - 専任教員数の削減後においても教育の質を保証するため，学部・学科を超えて開講科目を開放し，教員及び教育を支援する職員やTA・RAを適切に配置するとともに，特任教員制度，退職教員や学外者の協力を得て教育の担当体制を充実させる。
 - 男女共同参画に配慮し，出産・育児・介護等の特定期間中において代替教員，TA等を適切に配置する。
 - ② **教育環境の整備に関する具体的措置**
 - 実験・実技・実習などで使用する施設設備・備品等を充実するための経費を戦略的に配分し，実践的教育の水準を確保する。
 - 学生共用スペース等の確保や外部と交流するための経済的補助などにより，学生の自主的な学習や課外活動を支援する。
 - ③ **教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置**
 - 学長の教育に関する基本方針とリーダーシップのもとで，教育研究評議会と教育企画会議

により改善計画を策定し、これに基づき学部・教育関連のセンター・全学教務委員会等の有機的な連携により教育改善を行い、学生や学外委員による評価・提案を次の計画に反映させて、教育改善のPDCAサイクルを強化する。

④ 内外の高等教育機関との連携に関する具体的措置

- 近隣の大学等と単位互換，カリキュラム開発，授業方法の改善などの連携を行い，教育力を向上させる。
- 協定校を中心とする海外高等教育機関との連携を充実させ，教育の国際的な通用性を向上させる。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- TA，チューター等を活用して，学習を支援する環境を強化する。
- 附属図書館，総合メディア基盤センター，自習環境等の機能充実を図る。
- 教務情報データベースを整備して学生ポートフォリオの一部として機能させるとともに，指導教員と学生との面談が適切に行われるような体制を整備し，個々の学生の学習に関するきめ細かい相談・指導・助言を行う。
- 学生による自主的プロジェクトを支援し，学生の学習意欲と自主性を高める。
- 教職員が一体となって，学生の生活，メンタルヘルス，対人関係などに留意するとともに，ハラスメントの問題に対処することのできる相談・支援体制を充実させる。
- 留学生を含め学生の生活支援体制を整備・充実させるとともに，必要に応じて経済的支援を行う。
- 産学官連携のもとに実務家と担当教員が一体となり実践的キャリア育成を行うとともに，就職のためのガイダンス，セミナー，進路相談，情報提供などの支援活動を充実・強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 目指すべき研究の水準等に関する目標の具体的措置

- 研究水準を高めるためのベースとなる研究環境や支援体制を戦略的に整備する。
- 研究企画会議において大学独自の「個性的で発展性のある研究プロジェクト」（以下，個性化プロジェクト）や若手の萌芽的研究プロジェクトを厳選し，全学的な支援により研究水準を向上させる。
- 光学をはじめとする特定分野で高い水準の教育研究拠点の形成を目指す。

② 成果の社会への還元に関する目標の具体的措置

- 研究成果を社会に公表し，ニーズを的確に把握・整理して学内に周知する仕組みを活用することにより，研究成果の社会還元を積極的に展開する。
- 地域が抱える課題を解決するための研究プロジェクト等を積極的に推進する。
- 研究成果を大学ホームページに掲載するとともに，学内の適切な箇所に展示するなどして広く社会に公開する。

③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的措置

- 基盤的研究については教員基礎情報データベース等に，また「個性化プロジェクト」については公開報告会等に基づき，それぞれ研究の水準と成果を検証する。
- 検証結果に基づき水準が特に高い研究や成果の社会還元が顕著である研究については，成功モデルとして研究プロセスを共有できる体制を整備し，研究水準の向上や研究推進に活用する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 基盤的研究を一層発展させるため，資金など研究環境を戦略的に整備する。
- 若手の萌芽的研究，学部・研究科を超えた連携や産学官・社会連携による「個性化プロジェクト」を支援する。
- 間接経費配分の見直し等を行い，大型研究プロジェクトで研究支援者を確保しやすい環境を整える。
- 若手の萌芽的研究プロジェクト，「個性化プロジェクト」等の研究活動のニーズを踏まえ，研究経費，研究スペース等の戦略的配分を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 教育研究に関わる地域からのニーズに対し、各学部・研究科、生涯学習教育研究センター、地域共生研究開発センター等への適切な案内を行うため、地域から見えやすいシステムを構築する。
- 県内自治体との間で構成する地域連携協議会等を充実させ、地域との連携を強化する。
- オプティクス教育研究センターを中心にした高度な水準の光学技術拠点を形成し、地域社会に貢献する。
- 「大学コンソーシアムとちぎ」と連携して産学官連携活動を積極的に推進する。
- 地域の教育力向上、高大連携、社会人の学び直しを積極的に展開し、地域社会に貢献する。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 協定校を中心に共同研究やシンポジウム等を充実させるとともに、教職員、学生の教育研究交流を活発化する。
- 留学生の受け入れの拡充と派遣体制を整備するとともに、海外の同窓生ネットワークを構築し、帰国後の学生との連携を強める。
- 学生の通訳ボランティア活動や留学生と地域との交流を支援するとともに、地域の国際理解や国際化に伴う課題の解決に協力する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 教育学部・教育学研究科との連携により、附属学校間の連携・一貫教育や教育改善をテーマとした共同研究を推進する。
- 教職員としての資質向上に努め、教育委員会や学校と連携して、研究や研修に取り組む。
- 家庭及び地域の諸機関と協力し、幼児・児童・生徒の個別の教育課題に対応する支援体制を構築する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 教育の質保証の観点から適切な教育研究組織等の在り方を検討する。
- 人材の需給見通し、教員採用数の動向等を勘案し、入学定員や組織等の見直しを検討する。
- 大学を取り巻く環境の変化に応じて、機動的かつ効率的組織運営を実施するため、役員、部長及び職員の役割と責任を明確化するとともに、組織運営体制の不断の見直しを行う。
- 法律上の手続き機関である経営協議会及び教育研究評議会等の審議を踏まえた組織運営を行う。
- 大学経営の「見える化」を図るため、学長の経営方針に基づく業務等を定期的に全学に周知するとともに、職員・学生とのコミュニケーションを図る仕組みを構築する。
- 職員の人事評価システムを構築するとともに、柔軟で多様な人事制度の導入や男女共同参画社会にも配慮した人事を行う。
- 職員に対して、多様な研修の機会を設け、能力向上及び業務に対するモチベーションを高める。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織等の的確な現状把握を行い、大学運営の進展に応じた事務組織、業務内容等の見直しを行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 多様なメディアを活用して教育研究成果を公開するとともに、コーディネータを配置し、競争的外部資金の導入につながる研究の企画・立案を支援する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減を達成するための措置

- 「簡素で効率的な政府を実現する行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減を達成するための措置

- 大学の財政状況等の情報の共有などにより、経費節約に対する教職員の意識改革を進めるとともに、学内外の様々な経費削減の工夫を参考にしつつ、各種諸経費の削減に計画的に取り組む。
- 随意契約等の契約手続きの適正化をさらに推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 余裕資金について、リスクを回避しつつ、より有利な運用を計画的に行うとともに、学外からの大学施設等の利用促進を図る。
- 既存資産の活用状況を定期的に検証し、より一層の有効活用に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- PDCAサイクルを確立させ、確かつ継続的改善を行うために組織を整備し、中期目標・中期計画の確実な実施に向けて、組織的かつ体系的な自己点検・評価を効率的に実施する。
- 経営協議会の学外委員による指摘や外部評価、監事監査や内部監査を大学経営に活かす。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学内諸活動情報を収集・共有・発信するシステムを構築し、学内外に公開してアクセシビリティを果たす。
- 大学の「見える化」を進めるとともに地域との連携ネットワークを充実させ、産業界・自治体・市民組織・受験生等からのニーズや要望を的確に収集する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 安全・安心な教育研究環境等を目指し、性能等が劣る施設設備を改善するための財源確保に努めるとともに、施設設備の維持保全を行う。
- 施設設備の活用状況・エネルギー消費状況等の調査・分析を行い、その評価を施設の有効活用や環境に配慮した活動等に反映させる施設マネジメントシステムを構築し、教育研究の目標に応じたスペース配分等の見直しを行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 総合的な安全対策を計画的に実施するとともに、安全衛生水準の一層の向上を図るため、安全衛生マネジメントシステム(PDCA)を試行的に導入し、学生(児童等を含む)、職員のリスクの低減化を進める。

3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置

- 情報セキュリティマネジメントを推進する。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 平成22年度から、公的研究費や管理運営経費の適正な執行、研究活動の不正行為防止、公益通報者保護など、体系的コンプライアンス体制を確立する。

VI 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金限度額

- 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
15億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅶ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画
計画の予定なし

Ⅷ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ⅸ その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 210	国立大学財務・ 経営センター施設費交付金 (210)

(注1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 柔軟で多様な人事制度を導入し、男女共同参画社会に配慮した人事を行う。
- 人材育成方針を明確にし、多様な研修機会を設け、能力向上及び業務に対するモチベーションを高める。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み 38,919百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

計画の予定なし

(長期借入金)

学生寮（雷鳴寮）整備事業

(単位：百万円)

財 源	年 度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総 債 務 償 還 額
	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
長期借入金 償還金 (民間金融機関)	4	4	4	4	4	4	24	68	92

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

計画の予定なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその附帯業務に係る事業の財源に充てる。

別 表

学生収容定員

平成 22 年度	国際学部	420人
	教育学部	840人(うち教員養成課程600人)
	工学部	1,600人
	農学部	900人
	国際学研究科	69人(うち博士前期課程60人, 博士後期課程9人)
平成 23 年度	教育学研究科	140人
	工学研究科	484人(うち博士前期課程394人, 博士後期課程90人)
	農学研究科	142人
	国際学部	420人
	教育学部	840人(うち教員養成課程600人)
平成 24 年度	工学部	1,600人
	農学部	900人
	国際学研究科	69人(うち博士前期課程60人, 博士後期課程9人)
	教育学研究科	140人
	工学研究科	484人(うち博士前期課程394人, 博士後期課程90人)
平成 25 年度	農学研究科	142人
	国際学部	420人
	教育学部	840人(うち教員養成課程600人)
	工学部	1,600人
	農学部	900人
平成 26 年度	国際学研究科	69人(うち博士前期課程60人, 博士後期課程9人)
	教育学研究科	140人
	工学研究科	484人(うち博士前期課程394人, 博士後期課程90人)
	農学研究科	142人
	国際学部	420人
平成 27 年度	教育学部	840人(うち教員養成課程600人)
	工学部	1,600人
	農学部	900人
	国際学研究科	69人(うち博士前期課程60人, 博士後期課程9人)
	教育学研究科	80人(うち修士課程50人, 専門職学位課程30人)
平成 27 年度	工学研究科	514人(うち博士前期課程424人, 博士後期課程90人)
	農学研究科	142人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 宇都宮大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	34,807
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	210
自己収入	19,741
授業料及び入学料検定料収入	18,241
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1,500
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,424
長期借入金収入	0
計	58,182
支出	
業務費	54,548
教育研究経費	54,548
診療経費	0
施設整備費	210
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,424
長期借入金償還金	0
計	58,182

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 38,919百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特設要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

- α (アルファ) : 大学改革促進係数。
第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。
現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。
なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特設要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 宇都宮大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	57,999
経常費用	57,999
業務費	53,332
教育研究経費	8,589
診療経費	0
受託研究費等	2,191
役員人件費	562
教員人件費	30,426
職員人件費	11,564
一般管理費	3,497
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,170
臨時損失	0
収入の部	57,999
経常収益	57,999
運営費交付金収益	34,493
授業料収益	14,731
入学金収益	2,500
検定料収益	464
附属病院収益	0
受託研究等収益	2,191
寄附金収益	959
財務収益	25
雑益	1,475
資産見返負債戻入	1,161
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 宇都宮大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	58,557
業務活動による支出	56,722
投資活動による支出	1,460
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	375
資金収入	58,557
業務活動による収入	57,972
運営費交付金による収入	34,807
授業料及び入学料検定料による収入	18,241
附属病院収入	0
受託研究等収入	2,191
寄附金収入	1,233
その他の収入	1,500
投資活動による収入	210
施設費による収入	210
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	375

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。